

(縁・円・援)



兵庫えんだより

このニュースレターは、市町社協の生活支援コーディネーター、住民等が創意工夫しながら行われている生活支援、地域活動をお伝えするために発行いたします。

地域支援事業、総合事業 フルモデルチェンジ！

令和6年12月16日、生活支援コーディネーター実践セミナーを開催いたしました。今回は、地域支援事業実施要綱、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインの一部改正をテーマに、厚生労働省 岸氏から政策説明を受け、生活支援コーディネーター、市町担当者、組織管理者等と対話を重ね、この改正の本質を探りました。(参加者 126名)

《政策説明》

「地域支援事業実施要綱及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインの一部改正について」

～生活支援体制整備事業に関する事項を中心に～

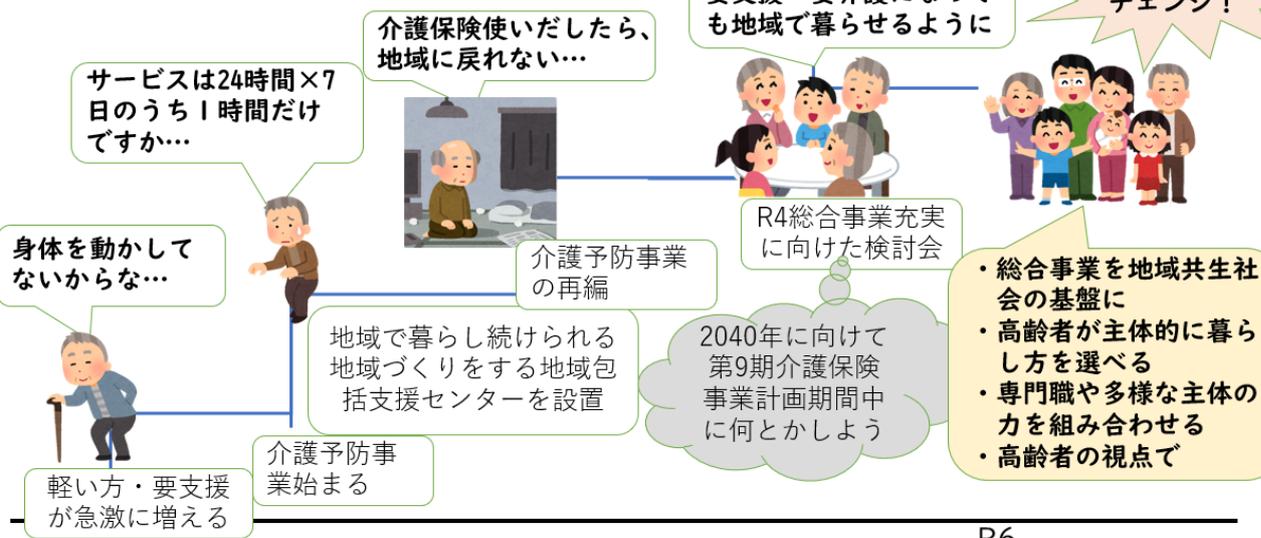
【説明の骨子】

- ①なぜ、フルモデルチェンジになったのか
- ②どういう議論が行われたのか
- ③どういう方向性になったのか



【厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室長補佐 岸 英二氏】

なぜ、フルモデルチェンジになったのか



H12 介護保険制度開始

H18 介護保険制度改正

H26 介護保険制度改正

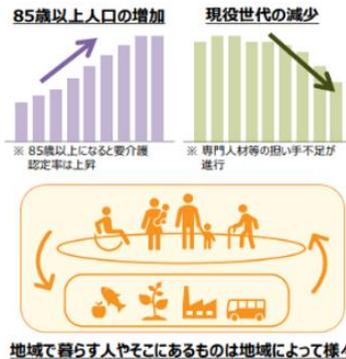
R6 地域支援事業・総合事業一部改正

【発行元】(令和7年2月10日発行)
 〒651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1番1号
 兵庫県社会福祉協議会 地域福祉部
 TEL 078-242-4634 FAX 078-242-0297
 E-Mail: seikatsushien@hyogo-wel.or.jp (担当: 富永・永坂)

どういう議論が行われたのか

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理 (概要①)

- 2025年以降、現役世代が減少し医療・介護専門職の確保が困難となる一方で、85歳以上高齢者は増加していく。また、こうした人口動態や地域資源は地域によって異なる。
- こうした中、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要。
- 総合事業をこうした地域づくりの基盤と位置づけ、その充実を図ることで高齢者が尊厳を保持し自立した日常生活を継続できるよう支援するための体制を構築する。



総合事業は保険給付をうまく提供していくために地域で支えるためのもの。これからの10年、要支援1, 2が増え支える人が足りない時代が来る。

行政だけでは無理、住民も、専門職も頑張る。

行政が規制やルールを決めることではうまくいかない。行政は、住民の力、専門職の力、企業の力を引き出して地域づくりを「プロデュース」する

12 岸氏講演資料

どういう方向性になったのか

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理 (概要②)

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護専門職との間わりのみならず、地域の住民や産業との間わりの中で成立するもの。また、高齢者自身も多様な主体の一員となり、地域社会は形作られている。
- 総合事業の充実とは、こうした地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに間わり合いながら、**高齢者自身が適切に活動を選択できる**ようにするものである。
- 総合事業の充実を通じ、高齢者が元気なうちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指している。



高齢者は元気なうちは自然に社会とつながる。いろいろな**生き方**をしている。しかし、介護保険サービスを受けると地域から遠ざかりあきらめる。

専門職は、サービスを受ける人に重点的に関わるが、元気な人には出会わない。**この人の暮らし、人生を知れば**、支援が必要になっても地域につながる、組み合わせができる。

地域が**チーム**になって総合事業を行う。

生活支援COは**コーディネーター**。資源開発そのものでなく、住民が何に関心があるか、専門職、行政と連携し、共創を推進する役割

13 岸氏講演資料



そこで作られるものは、総合事業、住民の共助の仕組み、民間サービス等、なんでもよい。なぜなら、24時間365日、暮らしを支えるサービスの仕組みは難しい。だからこそ、つなげていくコーディネーターが大事。改正された総合事業では、高齢者が、元気になるために、やりたいことに、力を合わせて何かをしていく、その、軌道に乗るまで、メンテナンスをしていく間のお金も出ささせていただく。その際に、世代、障害等を超えて、ハッピーになるのであれば、多様な世代の支援も想定される。

会場との対話でさらに深まる！

※紙面の関係上、対話の一部のみ掲載
させていただいております。
詳細は動画をご覧ください。



【登壇者】(左から)
淡路市社協 岩城和志氏
三田市社協 畑 清美氏
NPO なごみ 田村幸大氏

【講師：兵庫県立大学 教授 竹端 寛氏】

行政のプロデュース→人が元気になること、ここで暮らし続けられることを行政だけで考えるのではなく、**地域、専門職、企業等**、思っていることを言葉にし、**地域の力を引き出し、折り合いをつけながら、最適なシステムは何かを考えて地域に落とし**ていく役割。

多世代に関わる→高齢者支援は高齢者分野だけに関わることが正しい方法ではない。高齢者が地域で暮らすには、**移動、見守り等さまざま**。産業、交通等も生活支援体制整備事業と重なっている。高齢、障害、子育て、生活困窮など、**障害者が障害者だけ、子育て世代だけで地域で暮らしているわけではない**。であるならば、**高齢者も当然、高齢者の支援を考えるときに高齢者分野だけに目を向けていたならできない**。

専門職が地域に関わる→これから、要支援がどんどん増えてくる。ならば、**元気な人が増えればいいのではないかと**いう考え。介護保険制度も次世代につなげていくためにどのような取り組みにするか、**行政だけが考えることではない**。元気高齢者が増えるために**地域でできること、やりたいこと(やらせるではない)を地域から引き出す**。そこに**専門職がかかわっていく**。元気なうちから**要支援になってもここで暮らしていける体制をつくっていく**。必要であれば、**民間の力を借りる**。

疑問、意見、不安等で白熱する会場

住民への説明→「介護保険サービスが足りなくなるからあんたたちやって」という説明をしてはいけない。**みなさんは、この地域でやりたいことをやってくれる仕組みを、包括も生活支援C0も絡んで、行政としてちゃんと考える**。それは**高齢者の選択肢を拡大すること**という説明をしていく。



制度改革を実行するのが難しい→行政がやるべきことは、**介護保険制度の10年先、2035年、2040年まで地域を残して次の世代に渡す**。行政が変わらないといけない。今まで通り暮らせる地域なのだと**プレゼンをできるかどうか**。それが結果的に、**80歳、85歳の方が自立して地域で暮らせ、保険体制が安定していく**。具体的にどうするかは、**個々にいるみなさん一人ひとりが何をなすべきかと考えると、まさに対話と協議が大切**。

・85歳の高齢者が増えて要介護ニーズが跳ね上がるタイミングで「今のままで大丈夫ですか」と考えた時、**高齢者の皆様の意識、プランを作る包括、住民の力を引き出すコーディネーター、市町村もみんな変わらないといけない**。

財源の問題→財源が重なった活動の場合、**行政から実績を明確にすることを求められる**。どの**お金を使って政策を実現するのも行政のプロデュースの一部**。国も農林水産省、国土交通省、厚生労働省等、それぞれが**まちづくりを行っている**。介護の部局だけでは**地域は作れない**。だから、**社協か生活支援C0か**ということすら**すぐ小さなことかな**と思う。反対に役に立つ**お金として地域に落とさないといけない**。行政として、**うまく説明、仕分けしていかないといけない**。庁内連携が必要。

～総合事業及び介護予防ケアマネジメントに関する事項を中心に～

多様なサービス・活動の交付金上の分類 (令和6年度要綱改正)

○国が示す総合事業の類型について、あくまでも制度に基づく実施手法等による分類であること、多様なサービス・活動は、高齢者の目線に立ち、選択肢の拡充を図るものであることを明確化。

- 高齢者が担い手となる活動（就労的活動を含む。）であるサービス、高齢者の日常生活支援を行うサービスなど、高齢者の目線に立ってサービスのコンセプトを軸とする多様な事業のあり方の例示
- 予防給付時代の制度的区分に依りない、訪問と通所、一般介護予防事業、高齢者の保健事業や保健外サービスなどを柔軟に組み合わせ新たなサービス・活動モデルの例示
- 高齢者の選択に依りない活動の例示。また、市町村がこれまで国が示してきたサービス類型に準じて総合事業を強力に展開できるように事業のあり方を検討することが必要である。

実施手法	サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		サービス・活動B、 サービス・活動D (訪問型のみ) (はは主体によるサービス・活動)		サービス・活動C (短期集中予防サービス)
	指定	委託	活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い	委託費の支払い
想定される実施主体	● 介護サービス事業者等 (訪問介護・通所介護等事業者)	● 介護サービス事業者等以外の多様な主体 (介護サービス事業者等)	● ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 ● 当該活動を実施する団体	● 委託費の支払い	● 委託費の支払い
基準	国が定める基準※1を例にしたもの				
費用	国が定める額※2 (単位数)		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額		
対象者	● 要支援者・事業対象者		● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者 ※ 対象者以外に地域住民が参加することも想定		● 要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が期待される高齢者
サービス内容 (訪問型)	● 介護予防訪問介護と同様 ● 身体介護・生活援助に該当する内容を実施する場合※3は10時間の範囲内で実施することとする		● 高齢者が担い手となる活動（就労的活動を含む。） ● 介護予防のための地域住民等による見守り活動の実施 ● 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部支援を行う活動 など ● 市町村が指定したサービス・活動の実施		● 対象者に対し、3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービス
サービス内容 (通所型)	● 介護予防訪問介護と同様 ● 運動・健康増進・生活支援、食事支援、通所等を総合的に内容とする		● 高齢者が担い手となる活動（就労的活動を含む。） ● セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣を促すための活動 ● 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を実施する ● 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴・食事等支援する活動 など ● 活動の実施		
支援の提供者	訪問型: 訪問介護員等 サービス: 居宅介護支援事業所 通所型: 生活相談員、機能訓練指導員		● 地域の高齢者主体の従事者 ● サービス: 地域住民 ● (有償・無償のボランティア)		● 保健医療専門職

ABCがあまり普及しない。AとBって分けて考える必要があるのか。A、B、C、D。4つあると4つ揃えてなんぼと行政が誤解することがある。

24時間365日のうちサービスで支えられるのは一部。それを決めることが、多様なサービスとして適当なのか。住民が「やりたいこと」「できること」はそれなのか、AとBは主体が住民か民間の力なのかの違い。やれることは、まず一緒であるべきというように要綱で変えた。

岸氏講演資料

多様なサービス・活動の例 (令和6年度ガイドライン改正)

○実施要綱の改正内容について具体的なイメージができるよう、事業例について、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）の一部を改正。

従前相当サービス	選択	多様なサービス・活動
<ul style="list-style-type: none"> ● 専門職による専門的な支援ニーズに総合的に応えるサービス ● 想定される対象者は、進行性疾患や病態が安定しない者など ● サービスの内容は総合的なものであること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民を含む地域の多様な主体により展開されるサービスや活動 ● 想定される対象者は、地域でのつながりの中で生活する要支援者等 ● サービスの内容は高齢者の視点に基づいて検討される 	

【高齢者の選択の拡大の視点に立った多様なサービス・活動A・B(D)のイメージ】

訪問型の多様なサービス・活動のイメージ	通所型の多様なサービス・活動のイメージ
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民が担い手となる活動が可能な活動 ● 介護予防のための地域住民等による見守り活動の実施 → 多世代の地域住民が高齢者に対する生活支援や介護予防のための見守り活動等を実施する（多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で実施することも想定される） → (有償・無償) ボランティア活動による場合は、サービス・活動B、雇用（ボランティアの選択は可）による場合など、地域の多様な主体への委託による活動として実施する場合は、訪問型サービス・活動Aとなる ● 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援を行う活動 など → 地域の訪問型サービスの利用者の支援ニーズを把握し、結果、例えば、掃除がその大を占める場合、掃除に特化したサービス・活動を提供 → 地域の清掃業者を委託等を行う場合、サービス・活動Aとなる ● 通所・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援 → 地域住民の互助活動として移動支援と併せて実施し、行き先は、介護予防・社会参加の推進の観点から、市町村と地域住民が協議のもと定める → 原則としてサービス・活動B・Dでの実施を想定しているが、中間支援組織等への委託を行う場合はサービス・活動Aの一部として実施することも可能 ※ 買い物支援については、通所型サービスを実施する場において公共で配送を依頼することや、移動販売を訪問型サービス・活動Aとして実施することも想定される 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民が担い手となる活動が可能な活動 → 多世代の地域住民が高齢者や見守りなど見守りを行う場、高齢者が自身のスキルを活かし、他の高齢者の支援を行う場、例えば農業などの地域産業と連携し、食品の加工や農作業などを行う場（多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で実施することも想定される） → 訪問型サービスと同様 ● セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣づけのための活動 → 外出機会の低下等がみられる者、サービス・活動Cの利用終了直後の者などに對する運動習慣づけのための活動 → 民間の運動・健康づくり施設への委託等（期間を定めて支援し、終了後は自主的な活動（セルフケア）に移行すること）を想定 ● 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動 → 高齢者が興味・関心があり、今後の外出機会の向上や社会参加に資する活動と運動するよう、ITリテラシーの向上やスキルアップのための学習活動やサークル活動への参加を支援 → 当該活動を実施する多様な主体への委託等が想定（利用者の自己負担等に開きのない活動経費の一部を定額で支援する手法が適切） ● 住民や地域の多様な主体相互の協力で入浴・食事等の支援 → 多世代の地域住民が集まる場で、高齢者同士が入浴の見守りや食事等の支援（配膳等）を行う活動 → 入浴施設、公民館、図書館など地域の多様な空間を活用することを想定

元気な高齢者が要支援者になって地域で暮らすっていうことを支える、こんなこともできますよっていうのを書かせていただきました。

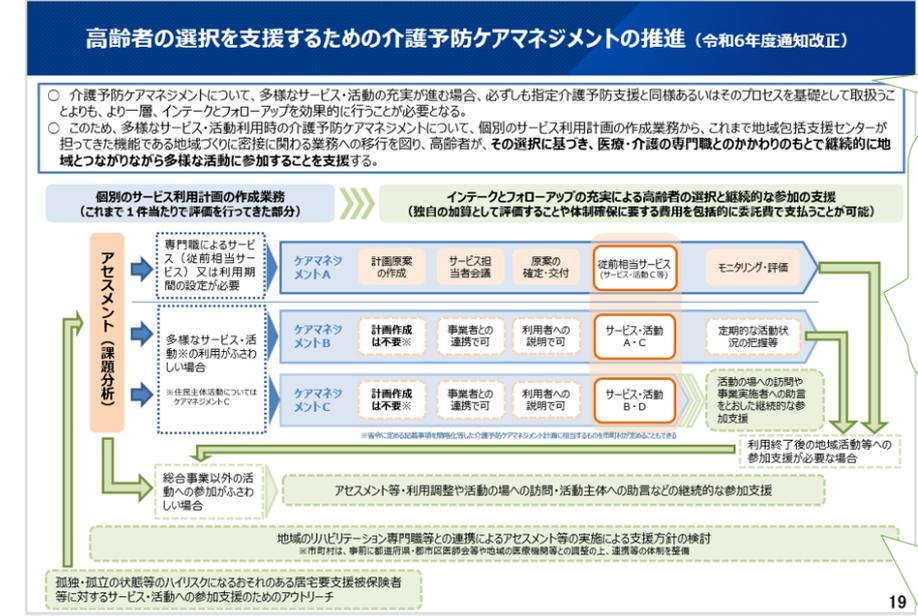
住民相互の活動も、地域住民が担い手となって活動すること、これが元気ででも、要支援でもどちらでもいいですよ

有償ボランティアは、Aでも使えますよ、活動の場として形を取ることができます。

要支援だから見守られるではなく、要支援になっても見守る側にいられるようなサービスとして考えることができる

要支援者の訪問介護の掃除はそういうことができる方々にそれを委託するっていうのもあり

岸氏講演資料



今回は、プランをできるだけ軽量化した改正をしています。

アセスメントは、この方が何者で、やりたいことが何で、今までやってきたことが何で、本当に求めているのは何か、そして、この方に対して専門職が関わらなければいけないことは何かを考えること。これが、やっぱり包括センターでまず1つ大事なことです。

住民たちが活動をする場、ソリューションを地域でどういうふうにつけていくのか。今まではサービスしか選択がなかったけれど、コーディネーターが引き出して作り出される地域の活動とうまく接続をしていく。

岸氏講演資料

岸氏からのメッセージ



もう閉会の時間なんですけど、ちょっと長めに喋っても大丈夫ですか。自由であるっていうことは役人にとって辛い。1つのことに対して1つに答えが定まることほど楽なことはないのですが、これから、介護保険制度は正念場。今までの介護保険サービスは、もう難しくなってくる。その時に、今、動かなければ誰が困るかと言うと、多分皆さんの次の世代です。今が良ければ、それが良いと思うならば、多分何も変わる必要はなくて、緩やかに弱っていく地域を眺めていくことになるのかなど。そして、介護サービスは使いづらくなっていって、だんだんと保険者の皆さんは、もっともつと窮屈になっていく。私たちの仕事というよりは、次の世代に対して、いかに責任を取るのかっていうところが、大事なんだろうなと思いました。答えは多分ないです。そして、大変なことだと思います。我々は知らないです。2040年の日本がどうなってるか見たことがないんで。でも、5年、10年先を考える時に、ここにいらっしゃるお一人お一人が何をなすべきか。めんどくせえっていうのもわかります。大事なことは、多分、市町村だけに任せない、包括だけに任せない、SCOだけに任せない。皆さんがそれぞれ孤立するようなことがない形で、この地域と一緒に、考えていただくためのきっかけになればいいなと思ってます。総合事業を使うか使わないか。それはお任せします。総合事業がなくても、民間の活力でできる、保険外としてできることもあります。他の補助金でできることもたくさんあります。

でも、総合事業を使いたいと思った時に、障壁となる部分っていうものは、ことごとく今回取り払ったつもりです。使いやすい制度、皆さんが使おうと思った時に、使いやすい制度に切り替えたつもりですので、ぜひ活用いただけるとありがたいなと思います。

包括支援センターとSCOの連携っていうのはすごい大事です。包括とSCOがより繋がる、そしてお互いの業務がシェアできるような仕組みっていうものを今検討していますので、ご紹介させていただきました。今日はありがとうございました。

生活支援 CO「えん巡りの旅」：こんなことありました！



「やりたいことに、力をあわせると、多様な人がつながった！」(芦屋市社協)

この一芸披露会は、昨年、生活支援 CO が地域の高齢者の一芸披露会をしようというところから始まりました。今年は、CG・J (小学生頃から町の環境美化、ごみひろい等をしているグループ) の高校生が見事な司会をされていました。一芸披露するのは、高齢者だけでなく、病を抱えながらも「あきらめない」を伝え続けるご当地ヒーロー、CG・Jの先輩を見習い参加した中学生のコーラスグループ、発達に合わせたバレエなど、5歳から80歳代まで年齢も背景もさまざまな人たち。この場の運営や協力は、CG・J、昨年の参加者、ほっとかへんネット、郵便局長などに広がり、この会が終わったあとは、会場中が暖かい空気に包まれました。運営委員となっていた高校生は、「楽しいです！」と頼もしく語ってくれました。生活支援 CO はここで、多様な人をつなぎ、さまざまな人の参加と役割と担い手をつくる一芸を披露したのではないかと感じました。

今回の改正のポイントをいくつか含めばこうなるのかと気付かされた場でもありました。

【編集後記】今回は、8月に突然届いた制度改正のお知らせに、衝撃をうけ、これは大変だ！と急遽、研修内容の方向性を変えてこの会を開催させていただきました。しかし、この制度改正に担当者として尽力された岸氏の穏やかな中にも、熱い思いを感じ、兵庫県で生活支援 CO、市町担当者、管理者とともに対話で深められたことは、これからの、地域の人々にとって、とても大きな財産になると感じた一日でした。

令和 6 年度 生活支援コーディネーター実践セミナー
(動画リンク先)

【動画No.1-1】

厚生労働省説明 生活支援体制整備事業に関する事項を中心に (その1)

<https://youtu.be/g28RUu9ca0>



【動画No.1-2】

厚生労働省説明 生活支援体制整備事業に関する事項を中心に (その2)

<https://youtu.be/KrPbMonCLbs>



【動画No.1-3】

対話・質疑 (生活支援体制整備事業その1)

<https://youtu.be/5vbwHASRm2Y>



【動画No.1-4】

対話・質疑 (生活支援体制整備事業その2)

<https://youtu.be/maO0IT86ls0>



【動画No.2-1】

厚生労働省説明 総合事業及び介護予防ケアマネジメントに関する事項を
中心に

<https://youtu.be/0I2z1inTzyQ>



【動画No.2-2】

対話・質疑 (総合事業及び介護予防ケアマネジメント)

<https://youtu.be/fM3OY3xjBKc>



【動画No.3】

対話・まとめのコメント

<https://youtu.be/Ke2sUr9xttY>

